

■ 営業経費一覧 (所得税)

経費科目	経費となるもの (家事費を除く)	経費とならないもの	家事費が含まれているもの
租税公課	● 事業税、消費税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税など ● 商工会議所、市町村商工会、協同組合、商店街などの会費、組合費など	● 所得税、相続税、住民税、国税の延滞金、加算税、地方税の延滞金、加算金、罰金、科料、過料など	● 固定資産税、不動産取得税、登録免許税
荷造運賃	● 販売商品の荷造りに要した包装材料費、荷造人夫賃、鉄道・船、自動車、航空機等の運賃など	● 営業に関係のない運賃など(仕入商品などの取引運賃は、仕入価格に含む)	
水道光熱費	● 水道代、電気代、ガス代、灯油代、薪炭代など		● 水道代、電気代、ガス代、灯油代、薪炭代など
旅費交通費	● 販売や集金など営業上に要した電車賃、バス、タクシー代、宿泊費など	● 営業に関係のない運賃、宿泊費など	
通信費	● 電話料、切手代など		● 電話料、切手代など
広告宣伝費	● テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの広告掲載費用 ● チラシ、ビラ、福引券、サービス券の印刷費用、店名入のマッチ、タオルなどの購入費	● 製品等の広告宣伝資産の贈与による費用や得意先の大々的な拡張、支店開設などのために支出した広告宣伝費(これらは繰延資産となり、その年の償却費のみが必要経費となります)	
接待交際費	● 営業に必要なため得意先を招待した場合の観劇代や飲食代、来客用の茶菓子代などの接待費用や得意先に対する中元、歳暮、慶弔などに要する費用	● 営業に関係のないもの	● 親族、友人などの接待費や交際費
損害保険料	● 商品などの棚卸資産、事業用減価償却資産に対する火災保険料や車輛保険料などの損害保険料	● 交通傷害保険料、生命保険料	● 建物などの火災保険料
修繕費	● 事業用の建物、機械器具、什器備品、車輛、漁具、農具、工具などの減価償却資産の修繕に要した次のような費用<壁の塗り替え、床の取り替え、ベルト、タイヤの取り替えなど>	● 現状よりも価値の増加や使用可能期間が延長すると認められる資本的支出	● 建物などの修繕費
消耗品費	● 荷造用以外の包装紙、ひも、テープなど包装材料の費用、文房具などの事務用品、自動車用ガソリンなどの費用 ● 工具、器具、備品などで使用可能期間が1年未満のもの ● 工具、備品などで取得価格が10万円未満のもの	● まだ使用していない貯蔵中のもの	
福利厚生費	● 従業員のレクリエーション、保健衛生、修養などに要した費用 ● 事業主が負担すべき健康保険、労災保険、厚生年金保険、雇用保険などの保険料 ● 事業主が従業員に対して負担した中小企業退職金共済事業団や特定退職金共済団体、特定業種退職金共済組合が行う退職金共済制度に基づく掛金	● 家事使用人に支払った左記の費用	
給料賞金	● 従業員に対して支払う給料、賞与、手当など	● 家事使用人に対する左記の費用	
利子割引料	● 営業用の資金や事業用の建物などの減価償却資産、土地または建築、改築などのための借入金に対する支払利子、受取手形の割引料、月賦など分割で買入れた資産に対する支払利子(この場合は、購入した資産などの代金と支払利子とははっきり区別できているものに限る)など	● 借入金の元金 ● 支払った利子割引料の計算期間が翌年以降におよび場合には、その翌年以降に該当する利子割引料	● 建物などの建築・改造などに要した借入金の利子
地代家賃	● 店舗、ガレージ、倉庫など営業用の土地、建物の賃借料	● 支払った賃借料の計算期間が1年以上および場合には、その翌年分以降の賃借料	● 建物などの賃借料
減価償却費	● 事業用の建物、機械器具、什器備品、車輛などの減価償却資産(使用可能期間が1年未満のものや取得価格が10万円未満のものを除く)の減価償却費		● 建物などの減価償却費
貸倒金	● 売掛金、受取手形、貸付金、前渡金などが取引先の倒産などにより回収不能になったもの	● 営業上に関係のない貸付金など	
専従者給与	● 「青色専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で支給した金額		
外注工賃	● 原材料などのいわゆる現物を支給して加工などをさせるために要する加工賃など		
支払手数料	● 商品など販売するために支出した販売手数料や支払りべートなど	● 建物などの減価償却資産を購入するために支払った手数料	● 建物などの購入手数料
雑費	● 今までに述べた経費科目にあてはまらない経費	● 営業上に関係のないもの	